

山梨県人会十士会会報

十士会に期待すること 山梨県人会連合会会長 弦間 明



3年前に十士丸は夢や想
いに向かって自信と誇りを
以て漕ぎ出されました。

これから長い航海を続け
ていくためには、たとえ羅
針盤はなくとも心の支えと
なる星のような確たる指針
が必要です。

そのための指針として3つのことを期待致しま
す。

まず一つ目は「存在感」を高めることです。

存在感とはいかに十士会らしさを磨き、アイデ
ンティティを確立することです。

画家のポール・ゴーギャンは亡くなる直前に描
いた大作に次のような言葉を書きつけました。

「我々は何者か、我々はどこから来たのか、我々は
どこに向かうのか」

この言葉はすべての人間にとって永遠のテーマ
と言えるものです。

このことを真剣に考え、悩みながら追い求め続
けるのが人生の意義であり、そのプロセスこそが
十士会の器を大きくし、より存在感を高めてくれ
るものと考えます。

二つ目は「発信力」を高めることです。

十士会の存在意義とは何かということを突き詰
めれば必ず進むべき方向が定まります。同時に
他の会との違いも明確になり、なくてはならない
存在になります。

確かなアイデンティティを確立したうえで十士
会の存在を発信することによって初めて社会から
認められるのです。

十士会の進むべき道をしっかり見定め、その存

在感を高めながら社会に発信する必要があります。

そのためには十士会の夢や想いを言葉にし、実
践するプロセスでお互いに助け合い、励まし合い、
磨き合いながら十士会の品格・品位を高めて頂き
たいと思います。

三つめは「適応力」です。

言うまでもなく、現代社会は明日何が起って
もおかしくない世界です。

例えばほんの数年前まで金利がマイナスになる
ことなど誰も予測できなかったはずです。

このような激動の時代には自分自身を見失わな
い存在感=芯軸、そして、社会から信頼・支持・
評価される発信力。

さらに、変化に直面して萎縮するのではなく変
化に柔軟に対応し、そのエネルギーを利用して進
化できる適応力が必要不可欠です。

進化論を確立したチャールズ・ダーウィンは「最
も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生
き延びるのでもない。唯一、生き残るのは変化で
きる者である」という言葉を残しております。

この度の十士会会報の発行を機会に十士会がそ
のミッションを最大限に具現化し、広く大きく深
く成長・発展・進化されることを祈念いたします。



十士会第3回総会にて、弦間会長と



山梨県人会十士会会報が発刊される運びとなり、記念すべき第1号に寄せて会長としてひと言ご挨拶を申し上げます。

山梨県人会十士会は、平成25年4月23日に発足しました若い士（さむらい）の会です。今年の5月の総

会で4年目に入ったこととなります。

十士会は、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、建築士、中小企業診断士、宅地建物取引士の資格を持つ山梨県人等で構成されています。

山梨県人会連合会のなかには、十士会のような資格者を対象とする単会はありませんでした。山梨県人会連合会の方々とお話をする機会があり、資格者の会があれば活用したい、との話を何人もの方から伺いました。そこが十士会発足の原点になります。

十士会は会員同士の親睦と交流を図ること、山梨県へ貢献すること、山梨県人会連合会の皆さんの支援をすること、そして個々の会員が発展することを目的として13名で発足いたしました。現在では正会員43名になり、活発な活動を行ってい

ます。随時お受けする無料相談、年3回の勉強会、山梨県人会連合会等の催事への積極参加、ふるさと納税等によるふるさと支援、などです。

十士会の特徴は平均年齢が若いこと、前記の資格を持つ者の集まりでありどのような問題でも解決できること、ふるさと山梨に対する想いが人一倍強いこと、と言えます。

今後、若い士の山梨県人等が一人でも多く十士会に入会され、これからの山梨県と首都圏山梨県人会の200万人の山梨県人のサポート及びふるさと山梨県を応援できれば、結果として山梨県も大いに活気のあるふるさとになって行くことと確信いたします。

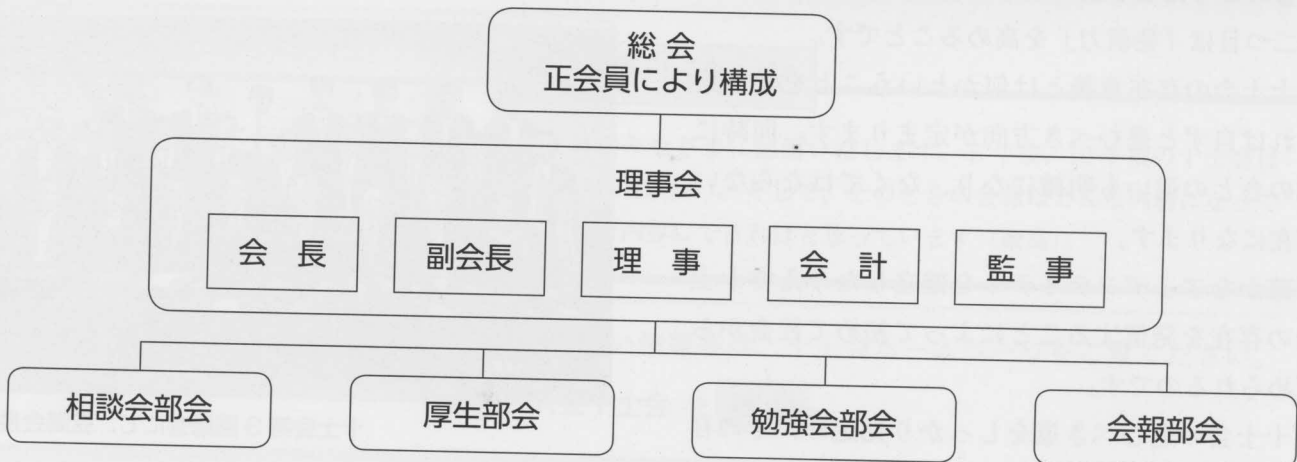
これからも十士会はふるさと山梨県と山梨県人会連合会の皆様の力になりたい、という強い想いをもち、山梨を応援して参ります。



平成25年5月28日の設立披露懇親会（たん熊北店）



十士会 組織図



十士会部会案内

十士会には4つの部会があり、内外に向けて活動しています

相談会部会

部会長 米山 正樹



相談会部会は、専門家集団としての特長を活かし、県人会関係者や山梨中央銀行のお客様など山梨県ゆかりの皆様のような「困りごと」に対して、無料相談をお受けしています。

昨年まで、毎年9月～11月に「無料よろず相談会」

を2日間開催していましたが、日程を限定した開催のため「相談したくてもなかなか都合がつかない」といったご意見が少なくなかったことを踏まえ、今年からは、相談のご依頼があれば随時「個別相談」をお受けすることにしました。

山梨県と山梨県ゆかりの皆様のお役にたてるよう、会員一同フットワークよく親切丁寧に対応いたしますので、是非ご活用ください。

【相談テーマ】 法律全般、経営、税務、労務、事業承継、相続・後見、不動産・空き家対策、資産運用、保険年金、ファイナンシャルプランニングなど「十士会」会員の各専門分野です。

【相談方法】 下記「十士会」事務局にご連絡ください。相談案件ごとに最適な専門家相談員をご紹介しますので、相談日時、場所などはご依頼者様と相談員でお決めください。電話・メール相談、対面相談などご依頼者様のご要望に合わせて柔軟に対応します。

【相談費用】 原則無料です。但し、相談が繰り返される場合、また相談後に業務としてご依頼される場合などは費用が発生することがありますので、初回相談時にご確認ください。

【相談申込先】 (株)アセツアールアンドディー・飯窪

電話：03-5366-0421

FAX：03-5366-0423

メール：iikubo@assets-rd.com

★副部会長 田辺 敏晃

勉強会部会

部会長 千須和 厚至



単なる懇親団体で終わるのではなく、メンバーそれぞれの専門的知識と経験を共有して切磋琢磨する会でもありたい。そういう想いから、メンバーが交代で講師役を務める形で勉強会を定期的（2月、6月、10月。午後7時位から）に開催し

ております。

これまでの勉強会でのテーマは、「地方分権と新しい公共」、「山梨が魅力ある街として2030年を迎えられるためのマスタープランづくり」、「次世代につなげる相続及び相続税の話」、「鑑定評価、ER（エンジニアリングレポート）の活用法等について」など多岐に渡ります。毎回熱心な討議がなされ、その後は懇親会でアルコールを加えて熱気

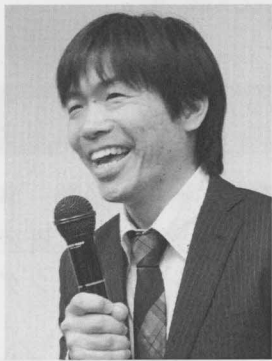
は最高潮に達します。

昨年8月には、小俣会員が講師を務めた勉強会のテーマから発展して「山梨コンパクトシティセミナー」を甲府市で開催し、多数の方にお集まりいただき好評を博することもできました。

専門家集団という特性を活かしながら郷土に対して貢献する方法として、一つの解を示せたのではないかと思います。今後も、メンバー同士の知見交換の場としてのみならず、積極的に対外発信を行える場として勉強会を発展させていけたらと考えております。

なお、勉強会への参加は、メンバーだけに限定しておらず、これまでも山梨県や山梨中央銀行の職員の方などにも出席いただいています。山梨県や県人会にゆかりのある方でしたら歓迎いたしますので、是非にご出席ください。

★部員 青沼 光泰 勝俣 健一



厚生部会は、会員間の情報交換の場として、暑気払いやクリスマス会などのイベントも兼ねて定期的に懇親会を開催しております。開催の場所は、山梨出身者がオーナーのお店、山梨の食材を使った料理が味わえるお店、甲州ワインがおい

しく飲めるお店などです。そういったお店が都内には多く、そのお店を応援しながら、会員間の親睦を深めることにしています。

東京での生活の中で少しでも故郷を感じられるため、特に甲州ワインが飲めるお店での開催は好評です。普段は聞けないようなざっくばらんな話も多く、時間があっという間に過ぎてしまいます。時にはゲストもお招きして、盛大に行うこともあります。

山梨にゆかりのあるお店をご存知の方は、ぜひお知らせください。会員の皆様、甲州ワインを片手に語りあいましょう。

【これまでに開催したお店を紹介します】

◆山梨の魅力を世界のソムリエ田崎真也がプロ

デュースしたお店

『レストラン ワイワイ (Y-wine)』

中央区日本橋 2-3-4 日本橋プラザビル 2階

◆食材、ワインを山梨中心にそろえ本格フレンチが楽しめるお店

銀座『十勝屋』

中央区銀座 6-2 番先 コリドー街 1F

◆甲州地鶏のお店

荏原町『隼』 品川区中延 6-1-26

◆甲州名物とりのモツ煮がオリジナル料理として看板になっているお店

神楽坂『ルバイヤート』 新宿区若宮町 10-7

★部員 依田 雅明 矢崎 弘直



Y-wineで暑気払い



この誌面をお借りし、連合会弦間会長をはじめ第1号の会報に原稿を寄せていただいたみなさまに感謝し、御礼申し上げます。

会報部会では、年2回の会報発行を計画しています。今年度は山梨県人会連合会総会、知事とやまなしの未来を語る会でそれぞれ500～600部配布し、

まずは県人会のみなさまに十士会の存在と活動内容を知っていただくことを目指します。

そのため、第1号では会の組織図や年間行事、各部会の活動内容、会員名簿など資料的な要素が

多くなりました。

初めて取り組むことは「小さく始めて大きく育てる」というセオリー？に従って、白黒6ページでスタートしましたが、今後、会員が増えて予算に余裕ができれば、カラー化や増ページ、県人会以外へ配ることも考えられます。

第2号以降を企画するにあたっては、十士会のホームページやメーリングリストとの棲み分けが課題です。手に取って読んでいただくためには会報に何を載せるか、みなさまのお知恵を貸してください。

★部員 日向 一仁 小林 洋介 後藤 貴仁
深沢 百合

士業界のトピックス

士業の各業界のトピックス、法改正、判例など、
企業や個人に影響のある話題をお届けします



『ふるさと納税』を積極的に活用しましょう

税理士 羽田 忠生



平成 20 年に創設されました、『ふるさと納税』も平成 27 年の改正、そして平成 28 年の改正で、拡充等が図られてきました。

『ふるさと納税』は、地方出身の方が税制を通じて故郷に貢献したいという思いのもと、また、地方

再生などの目的をもってスタートしました。近年、返礼品（特産品）が話題となり、テレビ等でも取り上げられ広く知られる制度となっています。

そこで、簡単ですが昨年、本年の改正状況をお知らせし、故郷山梨への『ふるさと納税』を更に広げて行きたいとの思いを皆様にお伝え出来ればと願っております。

《平成 27 年改正点》

1. 限度額が 2 倍になりました。従前は寄付する方

の住民税額の 10% が限度でしたが 20% に引き上げられました。（所得割が基準）

2. ワンストップ特例制度として手続の簡素化が図られました。給与所得・年金収入だけ等確定申告の必要が無い方は、寄付の申し出と併せて特例申請書を提出するだけで、確定申告不要となりました。（寄付先が 5 団体以内・個人番号カード等の写しを添付）

《平成 28 年改正点》

1. 企業版『ふるさと納税』が創設されました。地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が寄付を行った場合で、現行の寄付金の損金算入に加え、税額控除の措置を新設して約 2 倍の軽減となりました。

これから、創生事業等が山梨県、各市町村などから発表されて行くと思いますので、士会のホームページからも情報を発信して行きます。



パートタイマーへ社会保険の適用拡大

社会保険労務士 飯島 治

パートタイマーは社会保険（健康保険、厚生年金）へ加入するのか、現行は「4分の3ルール」と呼ばれる基準により判断しています。「4分の3ルール」とは、常用的使用関係にあるパートタイマーの所定労働時間が正社員の所定労働時間の4分の3以上であれば社会保険へ加入というものです（例：正社員の労働時間が週 40 時間ならパートタイマーは週 30 時間以上で加入）。

「ルール」という言葉通り、法律の条文には根拠がなく、昭和 55 年 6 月 6 日付で厚生省保険局・社会保険庁から都道府県民生主管部宛てに出された通達根拠になっています。

平成 28 年 10 月 1 日施行の法改正により、4分の3ルールが法律で明確化され（健康保険法第 3 条、厚生年金保険法第 12 条）、4分の3未満の労働

時間でも下記の要件をすべて満たせば社会保険へ加入ということになりました。

当分の間の経過措置で、現行の 4 分の 3 ルールによる社会保険加入者 501 人以上の大企業のみ適用ですが、何年後かに中小企業にも適用されると影響大です。

【下記をすべて満たせば社会保険加入】

- ・ 501 人以上の事業所に勤務
- ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- ・ 当該事業所に継続して 1 年以上使用される見込み
- ・ 報酬月額が 8 万 8 千円以上
- ・ 学校教育法に定める生徒・学生でないこと



会 員 名 簿

平成 28 年 5 月 1 日現在

資格名	会 員 名				
弁 護 士	小林 洋介	千須和厚至	田辺 敏晃	日向 一仁	齋藤 裕也
	雨宮 真歩	堀内 岳	河野 勇樹		
不動産鑑定士	飯窪 光隆	森本 武典(則)	森田 努		
公認会計士	山田 咲道	長沼 徳宏	海野 純矢	矢崎 弘直	丸山 裕樹
税 理 士	羽田 忠生	山田 咲道	依田 雅明	志村 巧	小口 二郎
	深沢 敬二				
弁 理 士	羽田 幸人	望月 義時			
司 法 書 士	加藤 祐司	望月 貴史	窪田 耕治	青沼 光泰	
一 級 建 築 士	飯窪 光隆	勝俣 健一	今澤 伸次	小俣 光一	三宅 勝志
社会保険労務士	飯島 治	田島ひとみ	米山 正樹	深沢 百合	
行 政 書 士	後藤 貴仁	高須あかし	河野 明正	古川 友美	
中小企業診断士	浅利 栄文				
宅地建物取引士	山本 恭平	西本圭一郎	大木 祐悟	後藤 貴仁	

平成 28 年度 年間行事予定

- 平成 28 年 5 月 26 日 第 4 回総会・懇親会が開催されました。
 8 月 夏期懇親会 会員相互の親睦を深めます。
 10 月 15 日 山梨県峡南地区探訪ツアー
 峡南地区の秋の味覚等を楽しみます。

- 平成 29 年 1 月 新年会・講演会
 新年会では、例年、講師をお招きして講演会を実施しております。



他に、平成 28 年 6 月、10 月、平成 29 年 2 月に勉強会の実施を予定しております。

また、十士会からは、山梨県人会連合会総会・山梨県人会青年部ほうとう会・やまなしワンハンドレッド倶楽部・知事とやまなしの未来を語る会等の山梨県人会の各種行事に会員が参加しております。

編 集 後 記

会報第 1 号が無事に発行できましたことを、会員のみなさまに感謝いたします。5 年後、10 年後の十士会はどんな規模・陣容になっているのでしょうか(会員 100 名超?)。そして、そのときの会報はどんな内容になっているのでしょうか。会の発展の歴史を刻んでいくような内容にできればと思っています(飯島)。

十士会の過去の活動実績、個々の会員の詳しい情報等は、十士会ホームページをご覧ください。

山梨県人会十士会 ⇒ [検索](#)